

## 英国データ保護機関（ICO）との連携強化に向けて

令和 2 年 7 月 15 日  
個人情報保護委員会

- 国境を超えた個人データの流通が加速する中、個人情報保護委員会としては、国外において発生した漏えい事案等への対応のみならず、海外当局との協力体制の構築を積極的に促進している。
- 今般、英国のデータ保護機関である Information Commissioner’s Office (ICO) から、当委員会に対して、日英双方が関心を有するトピックについて、情報共有や意見交換を行う枠組みを構築してはどうかという提案があった。
- 英国については、本年 2 月 1 日（英国時間 1 月 31 日）に欧州連合（EU）を離脱したところであるが、当委員会は、EU に対して行った個人情報保護法第 24 条に基づく指定を、離脱後においても英国に対して継続させることとしており、また英国も、EU が日本に対して行った十分性認定の効果を離脱後も維持させることとしている。このように、英国とはこれまで密接な協力関係を構築してきており、引き続き、英国との間でこれを維持させることが肝要と考えている。
- また、今後も経済成長の進展に伴い、国境を超えた個人データの流通のより一層の加速が見込まれることから、海外のデータ保護機関との連携枠組みを構築することで、協力関係を確保していくことも、重要である。
- 以上のことから、当該英国の提案を受けて、対応していくこととする。

（以 上）